

貸付料等振込依頼及び再貸付手数料等の支払いについての文書は、普通郵便からメールでの送信に変更します。



【実施時期】

1. 貸付料等の振込依頼通知のメール送信

⇒令和5年12月末日納入期限分(令和5年11月20日頃送付分)から実施。

2. 受託団体への再貸付手数料等の支払いについての文書のメール送信

⇒令和6年4月交付分から実施予定。

上記の実施のため、1及び2の送信先メールアドレスの確認を行います。この確認は、「適格請求書発行事業者登録番号の通知と確認」と併せて、9月に行いますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。